

堺市廃棄物の搬入者に対する指導及び処分の基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、家庭廃棄物若しくは事業系一般廃棄物に係る直接搬入ごみ又は一般廃棄物収集運搬業者による搬入ごみを搬入する者（以下「搬入者」という。）が、本市の処理施設にこれらの廃棄物を搬入する際における遵守事項並びにこれに違反した者に対する指導及び処分の基準その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱に定めるもののほか、条例及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第25号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(遵守事項)

第3条 条例第22条第1項の許可を受け、一般廃棄物を搬入しようとする者は、条例及び規則で定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物に係る直接搬入ごみを搬入する者は、他人の委託により他人の廃棄物を本市の処理施設に搬入しないこと。
- (2) 本市の処理施設に搬入するときは、必ず搬入許可書を携帯し、本市の職員から求められたときは、速やかにこれを提示すること。
- (3) 一般廃棄物処理手数料を滞納しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の職員が指示した事項に従うこと。

2 規則第8条第1項の規定により搬入許可を受けた者と雇用又は委任の関係にある者が搬入者として行った行為は、当該許可を受けた者が行った行為とみなして前項の規定を適用する。

(指導等の基準)

第4条 市長は、搬入者が前条第1項に規定する遵守事項に違反していると認めるときは、別表第1に定めるところにより、指導又は条例第23条の規定による勧告を行うことができる。

(指導書等の交付)

第5条 別表第1に定める文書による指導は、指導書（様式第1号）を交付して行うものとする。

2 条例第23条の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(弁明書等の提出)

第6条 前条第2項の勧告書の交付を受けた者は、当該勧告書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、市長に対し、弁明書（様式第3号）及び自らに有利な証拠（次

項においてこれらを「弁明書等」という。)を提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定により弁明書等の提出があったときは、その内容について、実地調査等を行った上、相当の理由があると認めるときは、当該勧告書に係る勧告を取り消すものとする。

(改善報告書の提出等)

第7条 第5条第2項の勧告書の交付を受けた者は、前条第2項の規定により勧告が取り消された場合を除き、当該勧告内容に従い是正のために必要な措置を講ずるとともに、勧告書に記載された措置期限までに、改善報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の改善報告書が提出された場合において、必要があると認めるときは、事実確認のため実地調査等を行うことができる。
- 3 市長は、第5条第2項の勧告書の交付を受けた者が第1項の改善報告書を当該措置期限までに提出しなかったときは、別表第2に規定する違反事項等ごとに定める処分の基準に基づき、受入れの拒否を行うことができる。

(受入拒否通知書)

第8条 条例第24条の規定による本市の処理施設への受入れの拒否は、受入拒否通知書(様式第5号)を交付して行うものとする。

- 2 市長は、前項の受入拒否通知書を交付した後、当該受入れの拒否の理由となった勧告により指示された措置事項が適切に行われたと認めるときは、受入拒否解除通知書(様式第6号)を交付し、当該受入れの拒否を解除するものとする。

(搬入許可停止通知書)

第9条 規則第7条第3項の規定による搬入許可の停止は、搬入許可停止通知書(様式第7号)を交付して行うものとする。

(搬入許可取消通知書)

第10条 条例第24条の規定による許可の取消しは、搬入許可取消通知書(様式第8号)を交付して行うものとする。

(許可の取消し等による損害)

第11条 受入れの拒否、搬入許可の停止又は搬入許可の取消しにより、当該搬入者に損害が生じても、本市はその責めを負わない。

(口頭による指導等)

第12条 条例第22条第1項の許可を受けた搬入者が当該許可の内容と明らかに相違する一般廃棄物を本市の処理施設に搬入しようとするとき、又は条例第22条第2項の搬入物検査に協力しないため搬入物の内容が確認できないときは、第5条第1項の規定にかかわらず、口頭により直ちに必要な措置を採るようその場において指導するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に

従わない間、一般廃棄物の受入れを拒否するものとする。この場合にあつては、第8条の規定を適用しない。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 遵守事項の違反の回数 | 指導内容 |
|------------|---------------------|
| 1回目から3回目まで | 口頭指導 |
| 4回目から5回目まで | 文書による指導 (指導書の発行) |
| 6回目以降 | 勧告 (勧告書の発行) |

備考 回数の計算については、当該指導等の行為が行われた日から起算して1年間の回数を積算するものとする。

別表第2（第7条関係）

| 違反事項等 | 処分の基準 |
|---------------------------------|--------------------|
| 改善報告書を勧告書に記載された措置期限までに提出しなかったとき | 処分が決定するまでの間受入れの拒否 |
| 一般廃棄物処理手数料を滞納したとき | 支払いが完了するまでの間受入れの拒否 |
| 他人の廃棄物を搬入したとき | 30日以内の受入れの拒否 |
| 受入基準を遵守しなかったとき | 30日以内の受入れの拒否 |
| 搬入物検査を拒否したとき | 60日以内の搬入許可の停止 |
| 搬入物検査を妨害したとき | 90日以内の搬入許可の停止 |
| 不正な手段により搬入許可を受けたとき | 許可の取消し |
| 上記以外の場合 | 15日以内の受入れの拒否 |

様式第1号（第5条関係）

指 導 書

年 月 日

様

堺市長

印

堺市廃棄物の搬入者に対する指導及び処分の基準等に関する要綱第5条の規定により、次のとおり指導します。

| | |
|------------|-------|
| 違反事項を確認した日 | 年 月 日 |
| 指導の内容 | |
| 理 由 | |

様式第2号（第5条関係）

勸告書

年 月 日

様

堺市長



堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第23条の規定により、次のとおり
勸告します。

| | |
|------|-------|
| 措置事項 | |
| 理 由 | |
| 措置期限 | 年 月 日 |

注意

- 1 この勸告書の内容について異議がある場合は、この勸告書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に市長に対して弁明書を提出することができます。
- 2 措置期限を過ぎても改善等がなされないとき又は弁明書の提出がなされた場合において理由があると認められないときは、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第22条第1項の許可を取り消し、又は当該一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することがあります。
- 3 勸告書に記載された措置期限までに、改善報告書が提出されないときは、処分~~の~~決定があるまでの間、受入れ拒否を行うことになります。

様式第3号（第6条関係）

弁 明 書

年 月 日

堺 市 長 殿

住所（所在地）
氏名（名 称）
（代表者氏名）
電話番号

印

年 月 日付け 第 号で勧告のあった事項について、次のとおり弁明
します。

| | |
|------------------------------------|-------|
| 指 摘 違 反 事 項 | |
| 勧 告 書 に よ り 指 示 を 受 け た 措 置 事 項 | |
| 措 置 期 限 | 年 月 日 |
| 弁 明 の 内 容 | |

注意 弁明の内容については、必要に応じて証拠となる書類、資料等を添付してください。

様式第4号（第7条関係）

改善報告書

年 月 日

堺市長殿

住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）
電話番号

印

年 月 日付け 第 号で勧告のあった事項について、次のとおり改善したので、報告します。

| | |
|-------------|-------|
| 指 摘 違 反 事 項 | |
| 改 善 措 置 状 況 | |
| 改 善 年 月 日 | 年 月 日 |
| 添 付 書 類 等 | |

注意 添付書類等については、必要に応じて改善措置状況を示す書類その他関係書類を添付してください。

様式第5号(第8条関係)

受入拒否通知書

年 月 日

様

堺市長



堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第24条の規定により、次のとおり本市の処理施設への受入れを拒否するので、通知します。

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 受入拒否の始期及び期間 | |
| 受入拒否の解除の時期 | 年 月 日付け 第 号で勧告した措置事項が改善されたと確認できたとき |

様式第6号(第8条関係)

受入拒否解除通知書

年 月 日

様

堺市長



年 月 日付け 第 号で通知した本市の処理施設への受入れ拒否
を解除するので、通知します。

| | |
|-----------------------|-------|
| 受 入 れ 拒 否 を 解 除 す る 日 | 年 月 日 |
|-----------------------|-------|

様式第7号(第9条関係)

搬入許可停止通知書

年 月 日

様

堺市長



堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第7条第3項の規定により、次のとおり事業系一般廃棄物について、本市の処理施設への搬入許可を停止するので、通知します。

| | |
|---------------|------------------------------------|
| 搬入許可停止の始期及び期間 | |
| 搬入許可停止の理由 | |
| 搬入許可停止の解除の時期 | 年 月 日付け 第 号で勧告した措置事項が改善されたと確認できたとき |

様式第8号(第10条関係)

搬入許可取消通知書

年 月 日

様

堺市長



堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第24条の規定により、次のとおり本市の処理施設への搬入について、許可を取り消すので、通知します。

| | | |
|------------|---------|-------|
| 取り消した許可の内容 | 許可した日 | 年 月 日 |
| | 許可番号 | |
| | 有効期限 | 年 月 日 |
| | 廃棄物排出場所 | 堺市 |
| | 搬入物の内容 | |
| | 車両番号 | |
| 許可取消しの日 | 年 月 日 | |
| 取消理由 | | |
| 再許可の時期 | | |